

2011.12.16 一般質問(一問一答方式)

20番議員、日本共産党の金子卓です。一般質問を一問一答方式でおこないます。

1. 震災被災者支援について

(1) 被災住宅の修繕費助成

①住宅リフォーム資金補助制度実施状況

1番目は、震災被災者支援について、被災住宅の修繕費助成です。まず、住宅リフォーム資金補助制度の実施状況をお聞きします。大震災から9ヶ月がすぎましたが、屋根のブルーシートがまだまだ目につきます。当市は、23年度から実施するとした「住宅リフォーム資金補助事業」の受付を9月1日から開始しましたが、現在までの申請件数は何件でしょうか。答弁を求めます。

<経済建設部長答弁> 12月1日現在で19件の申請でした。補助金額は154万5,000円、工事額は2,700万円です。

(金子再質問) 住宅リフォーム工事に対する助成制度を実施している自治体は、8月末で全国400自治体と言われています。どこでも大好評と報道されていますが、ただいま答弁のあった当市の申請数について、どのように考えているのか、お聞かせください。

<経済建設部長再答弁> 9月1日から受付を開始ということで、若干周知が十分でなかったと受けとめていまして、今後もさらに周知をはかっていきたいと考えています。

(金子議員) 私は、この数字は少ないと考えています。今回の震災で多くの住宅が被害を受けたにもかかわらず、当市の住宅リフォーム資金補助制度は震災被害を対象としないことに失望しての結果ではないかと考えます。次に移ります。

②社会資本整備総合交付金の活用

次は、社会資本整備総合交付金の活用についてです。リフォームより修繕が優先されるべきと誰しも考えるものと思います。当市の住宅リフォーム資金補助事業は社会資本整備総合交付金を活用しての事業です。この交付金は被災住宅の補修費用としても活用できることが、5月12日の参議院・財政金融委員会で確認されていますが、どのように認識しているのか質問します。

<経済建設部長答弁> 被災住宅の補修費用についても、この交付金が対象となることは知っていますが、本交付金事業は基幹事業8割、効果促進事業2割という制度の中で実施されているものです。本市は、茨城県の全体計画の中で効果促進事業のみ実施している状況ですので、県や他市町村の事業実施状況によって、現在市が実施している事業でさえ、満額の対象となるかどうか分からないという認識です。

(金子再質問) 日本共産党茨城県委員会と県内地方議員団は10月12日、国土交通省住宅総合整備課と交渉をおこない、「社会資本整備総合交付金が震災被災住宅修繕費に活用できることを市町村に周知・徹底するよう要請しました。対応した企画専門官は「ご指摘のとおり、社会資本整備総合交付金の活用によって住宅改修を進めることに大きく役立つひとつのツールになる」と考えています。すでに6月において、こちらの方から県を通じて各市町村に社会資本整備総合交付金は住宅改修費に使うことができるとの通知を差しあげ

ているところであります。(略)現状で申しあげますと、茨城県において、まだ適用事例がないという状況になっています」。(略)早期に活用し、生活再建の一助になるよう期待しています」と答え、最後に「財源に、まだ十分余裕がありますので、お帰りになって執行部の方々とお話ししていただければ、非常に幸いです」と話されました。

このような経過もありまして、11月24日付けで県は土木部都市局住宅課長名で各市町村長宛に「社会資本整備総合交付金・地域住宅支援分野の追加要望調査の依頼文書を出しました。この文書には「追加要望を希望する市町村については、追加配分をおこないます」「特に、災害に係る住宅復旧支援事業については積極的に要望願います」と記されています。

この追加要望調査依頼が届いているかどうか確認をしたいと思います。合わせて、この調査にどのような回答をしたのかお聞かせください。

<経済建設部長再答弁> 調査への回答ですが、本市としては希望していません。

(金子再々質問) 次は、市長に答弁を求めます。先ほど紹介したように、県から丁寧な追加要望調査があったにもかかわらず要望しなかった。多くの一部損壊住宅の震災被災者の願いにこたえなかったのはなぜなのか、お聞かせください。

<経済建設部長再答弁> あくまでも県の全体枠が決まっている中で、私どもが今実施している事業は2割の部分で実施しています。追加で要望の調査があったということですが、県全体の枠が決まっている中での要望、つまり優先順位がが変わるというだけです。今、本市では住宅リフォームあるいは木造住宅の建設、新エネルギー整備促進事業等々を対象事業として実施している事業があります。そうしたものの優先順位を勘案した中で、今回被災住宅に対する社会資本整備総合交付金の充当は希望しないというような回答をしました。

(金子) 先ほど言いましたように、災害に係る住宅復旧事業について積極的に要望願いますと、丁寧な調査があったわけです。県とよく調整して、一部損壊の多くの被災者の願いにこたえる市政をおこなうよう、強く要請して次に移ります。

(2) 確定申告時の「雑損控除」

①太田税務署の申告相談会の結果

次は、確定申告時の雑損控除についてです。太田税務署は管内自治体を会場に、今回の震災で被害を受けられた方への2回目の申告相談会を実施し、当市では12月5日から9日までおこないました。その結果をお聞かせください。

<市民部長答弁> 相談された方は318人。そのうち申告書を提出された方は129人です。常陸大宮市役所では270人が相談し、申告書の作成は108人、山方総合支所では24人が相談し12人が作成、美和総合支所では6人が相談し2人が作成、緒川総合支所では6人が相談し3人が作成、御前山総合支所では12人が相談し6人が申告書を作成しています。

②「雑損控除」の周知徹底と相談業務の実施

次は、「雑損控除」の周知徹底と相談業務の実施です。先ほど答弁がありましたが、6月の相談会の時は317人、今回は318人ですから、合わせて635人です。しかし、全壊・半壊・一部損壊合わせた件数だけでも現在4,353ですから、まだ15%に満たない数字です。もちろんこの中には所得税がない方もいますが、「り災」証明の出ない塀や墓石の被害を受けた

方も大勢います。

10月15日付の茨城新聞に「還付相談1割満たず」の記事が大きく掲載されていました。9月議会の一般質問で副市長は「具体的に何ができるか、これから研究していきます」と答えましたが、来年の申告時に窓口が混乱することがないように、申告する市民のためにも、申告を受ける担当職員のためにも、スムーズな申告ができるように、周知徹底を始め、どのようにする考えなのかお聞かせください。

<市民部長答弁> 周知については、広報ひたちおおみや「お知らせ版」、防災無線による広報、さらに太田税務署と常陸大宮市の連名により、一部損壊の被災者を対象に文書を郵送し周知をはかってきました。なお、り災証明が発行されるのは家屋棟のみで、塀や墓石など被災された方には「お知らせ版」、防災無線による広報ということになってしまいます。

相談業務の実施は、所得税または住民税の相談は、きのうから(*一般質問日12月16日)の電話あるいは窓口での相談を受けています。今回の震災による相談も、電話あるいは窓口での相談に応じています。

(金子再質問) ただいま答弁がありましたが、それが副市長の言う「研究していきます」の結果なのか、ちょっと不十分だと私は思います。文書を発送したということは一步前進ですけれど、なかなか太田税務署の発行している文書はわかりづらいものです。

今回、申請書を作成したのは6月と12月と合わせて180件あります。多くの事例がこの中にあると思います。この事例を具体的に書いて、それで周知徹底するとか、そういう方法をとらなければ、予備知識がないと、雑損控除の理解というのはなかなかできないことだと思います。そういう意味でぜひ、太田税務署に直接行って相談するのも大変でありますので、先ほど臨時税理士という言葉を使いましたが、税法一般の雑損控除の説明であれば、その資格は必要ないわけですので、180件の事例があるわけですから、ぜひ担当職員が担当場所での窓口をつくって、そこで相談業務をやっていることを市民に周知徹底して、申告時期を待つことなく早急にその業務をすべきだと私は思います。

今回、被災住宅への住宅リフォーム助成制度の対象としないので、2万円の見舞金だけです。そういう状況の中で、この雑損控除で、払った所得税あるいは住民税を還付させることは非常に大事なことです。財源を使わなくても済むことです。ぜひ、この相談業務を市民にわかりやすいかたちで周知して、丁寧な相談業務、市民からの電話待ちでなく積極的な相談業務をしていただきたいと強く要請するものです。前回と同じように副市長の答弁を求めます。

<副市長答弁> 部長から答弁したように、2回の相談の実施等々、通常業務を行いながら対応させていただいています。周知方法について、防災無線あるいは市の広報、市庁舎内には貼り紙をだして、来られた方の誘導をする等々、私どもとしては丁寧な対応に努めたつもりです。今後とも、そういう考え方で必要に応じて対応していきます。

(金子) 先ほど言いましたように、申告開始時期までまだ時間がありますので、ぜひこの期間を使って早急な窓口相談業務を実施していただくよう、強く要請しまして、次に移ります。

(3) 震災(特に原発災害)対策と総合計画後期基本計画

次は、震災、特に原発災害対策と総合計画後期基本計画です。最初にも述べましたが、

震災被災住宅の屋根の多くが、ブルーシートをかぶったままです。被害住宅の修繕は、資材調達や施工業者の関係で、この先、何年もかかると言われています。県においては、今回、被災住宅復興支援事業として、被災した住宅復旧のための利子補給事業に対する支援を実施、3,239万円の予算を計上しました。これは、まだまだ不十分とは言え、画期的なことです。しかし、市の後期基本計画には、震災で被災した住宅復旧のための具体策が記されていません。

また、特に原発災害については、放射能汚染が東日本を中心に大きく広がっていますが、後期基本計画においては、「原子力災害の備え」の観点に終わっています。

原発で重大事故が起き、放射性物質が外部に放出されたら、それを完全に抑える手段がなく、被害は、空間的にどこまでも広がる危険があり、時間的にも将来にわたる危険があり、地域社会の存続すら危(あや)うくする。こういう他に類を見ない「異質の危険」を特徴とする原発という技術を、社会的に許容していいのかが問われています。東海村の第2原発を再稼働させず、廃炉を求める動きは、大きな流れになっています。10月12日の各新聞には、東海村の村上村長が細野原発事故担当大臣と会談し「東海第2原発を廃炉にすべきではないか」との考えを伝えたと大きく報道しました。東海村の日本共産党村議団が11月におこなったアンケートは12月1日現在で1,225通が戻り、その中で、「東海第2原発を再稼働せず廃止する」は60%を占め、今後のエネルギーについて、原発からの転換を求める意見は合わせて88%を占めています。東海村長に続いて、村民も同様の意見であることがわかりました。

このような大きな流れを、市の後期基本計画に記載し、期限を設定して原発をなくし、同時並行で自然エネルギーの急速な普及をすすめる事業に取り組むべきではないかと考えます。市長の答弁を求めます。

<総務部長答弁> 前期計画で救急・消防・防災ということでひとつにまとまっていたものを分けまして、救急と消防、それから防災というのを分けまして、防災体制の整備ということのひとつ項目立てをしています。その中で、特に重要事項として防災体制というものに取り組んでいくこととしています。

原子力対策については、国がまずエネルギー政策としてどのように取り組んでいくかということで、今後国の動向を見守っていくというのが市の考えで、総合計画に掲げる性質のものではないと考えています。

(金子) 原発災害は地域社会の存続すら危うくする、他に類を見ない異質の危険を特徴としているという点で、原発災害対策・防災対策ではなく、国の動向を見守っていくという立場ではなく、地方の時代ですから国を変えていく、東海村の村長、村民、その人たちの気持ちを後押しする、そういう立場でぜひ積極的な取り組みを、私は要請するものです。次に移ります。

2. 介護保険と国民健康保険について

(1) 第5期介護保険事業計画

①介護保険料

2番目は、介護保険と国民健康保険についてです。最初は、第5期介護保険事業計画の介護保険料です。12日の保健福祉常任委員会終了後、第5期介護保険事業計画(案)につ

いての説明があり、同日、パブリックコメントを求めるため、計画(案)をホームページで公表しました。前回の第4期介護保険事業計画では第1号保険者の基準月額で第3期と比べ30円少ない3,570円でありましたが、第5期については介護保険料をどのように推計したのか説明を求めます。

<保健福祉部長答弁> 本市の第5期介護保険事業計画において算出された第1号被保険者保険料は、第4期計画の月額基準額の3,570円と比較しますと980円増、率にして27.5%増の月額基準額で4,550円と算定されています。

(金子再質問) ただ今、基準月額で980円の引き上げ、率にすると27.5%の大幅引き上げの答弁がありました。介護保険料を算出するにあたって、市の介護保険給付費準備基金の取り崩し、また、県の介護保険財政安定化基金の取り崩し、それに、一般会計からの繰り入れなどは、どのように考慮されたのか再質問します。

<保健福祉部長再答弁> 算定に当たり、介護準備基金ですが、現在、23年度末をみますと3,500万円の基金しか残りませんので反映していません。また、県の交付金は1,450万円ほど反映しています。

(金子) 介護保険がスタートして11年。その間、介護サービスの総量は増えましたが、自公政権の社会保障費削減路線のもと、負担増やサービス切捨て、介護報酬削減などの改悪が繰り返されてきた結果、制度の矛盾がさまざまなかたちで噴出しています。介護費用の1割という高すぎる利用料負担のために、支給限度額の6割弱しかサービスが使われないなど、低所得者が必要なサービスを受けられない事態が深刻化しています。過酷な給付抑制にもかかわらず介護保険料は上がり続けています。その大元には、国庫負担が2割しかないという制度の根本矛盾があると考えます。このように国庫負担が制限されるもとでは、給付費増は保険料引き上げに直結してしまいます。高齢者は「保険料値上げをがまんするか、介護サービスを受けるのをがまんするか」という選択をせまられ、制度改変のたびに、負担増とサービスの切捨てが繰り返されることとなります。介護保険を「持続可能な制度」とするには国庫負担割合引き上げが必要です。

市として、このことを政府に強く求め、保険料の引き上げはすべきでない意見を述べまして次に移ります。

②介護予防・日常生活支援総合事業

次は、介護予防・日常生活総合事業についてです。「要支援1・2」の方に給付される介護保険サービスを、「介護予防・日常生活総合事業」に置き換えていく制度改変が決められました。「総合事業」は介護保険本体とは別枠の「地域支援事業」の一環とされ、予防給付としてのヘルパーによる家事援助や介護事業者のデイサービスが利用できなくなってしまう。各人のサービスを「総合事業」に置き換えるかどうかの決定は市町村の裁量にまかされていますが、当市ではこの制度を導入するかどうか、お聞かせください。

<保健福祉部長答弁> 第5期計画では、地域支援事業の中で新規事業として掲載していますが、事業実施にあたっては事業内容をよく精査し、先進地を参考にしまして、平成24年度、関係機関と十分協議し、この期間を準備期間として25年度を目途に推進を検討していきたいと考えています。

(金子再質問) 「総合事業」は、ヘルパーによる調理のかわり業者の宅配弁当になり、ま

た、ボランティアなどによる安上がりの事業になり、サービスの質・量が保障されず、要支援者が将来的に重症化しかねず、経費がかえって将来的にはかさむという逆効果になるのではないかと、「総合事業」導入を危惧する声が大きくなっていることを紹介して、次に移ります。

(2) 国民健康保険税率

① 来年度の国民健康保険税率

次は、国民健康保険についてです。先ほど、11番議員への答弁で、保険税率の引き上げの実施時期等総合的に勘案してと答弁がありましたが、来年度当初予算で国民健康保険税をどうするのかお聞かせください。

<保健福祉部長答弁> 前に内田議員に答弁したとおりです。税率改正については、実施時期等総合的に勘案し、慎重に検討していきます。

3. 福祉タクシー事業について

(1) 規則の解釈と利用範囲運用の問題

質問の第3は、福祉タクシー事業についてです。先の議会に引き続いての質問です。最初に、福祉タクシー事業実施規則の解釈です。規則では、利用の範囲は、「医療機関に通院するとき」「市役所および市内の公の施設を利用するとき」「その他市長が特に必要と認めるとき」と明記されています。その中の「市内の公の施設を利用するとき」の「公の施設」とは市内223の施設全部なのかを確認します。また、「その他市長が特に認めるとき」とは金融機関や駅などではないでしょうか。確認します。

次に、この運用ですが、先の議会で保健福祉部長は「監査委員から指摘され、利用範囲を再検証した」「23年度から、利用できる場合と、利用できない場合を明確にした」と答え、具体例を説明しましたが、その内容は問題です。利用範囲を、規則に基づくものでなく、「利用目的」によって制限してしまったのは「福祉タクシー事業実施規則」に違反するのではないのでしょうか。答弁を求めます。

<保健福祉部長答弁> 利用範囲の中の公の施設ですが、「住民の福祉を増進する目的でもって利用を提供した地方公共団体が設ける施設」ということになります。

また、市長が特に認めるときですが、議員ご指摘のとおりです。

次に、この運用について福祉タクシー事業規則に違反するのではないかとのことですが、この利用の中で事業の趣旨・目的を逸脱した利用、買い物や個人の用事をするというような、本来の事業にそわない利用が顕著に見られるということで、補足で「この規則に定めるもののほか必要な事項は市長が別に定める」といった中で検討した結果です。これまで柔軟な運用をしてきましたが、この事例を検証しての結果です。また、公共交通機関を考えると、市民バスで約5,000万円、乗合タクシーで4,200万円、この福祉タクシーで2,700万円と、約1億2,000万円ほどの費用もかかっていますので、このすみ分けの中で高齢者福祉タクシーについて利用の範囲を見直したわけです。4月1日から進めています。そのため若干利用も減ってはきました。今後の高齢者の福祉事業を進める上でもご理解をいただきたいと考えています。

(金子再質問) 高齢者の外出機会の保障、また高齢者の福祉増進を考えれば、今の答弁、

今の運用は、本末転倒だと考えます。

市長に再質問します。福祉タクシーの利用範囲を規則どおりに運用し、市内の公の施設への利用であれば、目的のいかんにもかかわらず、どこでも利用できるようにし、高齢者の活発な外出を保障すべきと考えます。経費の問題があるならば、市民バスを主とし、乗合タクシーを従とする、現在の「地域公共交通連携計画」こそ再検証すべきではないでしょうか。市長の考えをお聞かせください。

先日、奥さんが烏山の病院に入院しているという79歳のお年寄りから電話がありました。「付き添いに行くのに福祉タクシーを利用しようとしたが断られたが、自動車がなくて困っている。福祉タクシーが利用できるようにしてほしい」との切実な電話でした。規則では、病院への利用は「通院するとき」となっていますが、このような方には「市長が特に認めるとき」を該当させてはどうでしょうか。高齢者のみ世帯が増加する中では、大事な福祉施策と考えるものです。答弁を求めます。

<副市長答弁> 福祉タクシーには大きな公費が投入されています。したがって無制限というわけにはなかなかいかないと思うところです。この事業目的の達成のためには、現在の私どもで示している利用範囲は妥当だと考えます。

(金子) ただいま副市長は無制限という言葉を使いましたが、この福祉タクシーは、高齢者がたぶん一番必要としている買い物は含まれていません。そういう状況です。規則に反して福祉タクシーの利用範囲を制限するといのは大問題です。より厳しい制限をタクシー事業者だけに連絡し、利用者に、そして議会にも報告せず制限を強めてしまったことは大問題であることを強く指摘しまして、次に移ります。

4、久慈川の築堤について

(1) 介下流の消波ブロック設置工事を先行した理由

4番目は久慈川の築堤についてです。特に国の直轄でない辰口堰より上流部、岩崎地区の築堤です。先の台風15号では岩花に避難指示がだされるなど、築堤のきっかけとなった昭和61年の増水を上回るものでした。築堤が完了した部分は十分に余裕があり、築堤の目的が達せられていると思いますが、その分、岩花が増水しました。県ではなぜか、増水の現地調査はおこなわなかったようですが、住民からの訴えで、後で増水の痕跡調査がおこなわれました。質問ですが、昨年度、築堤計画部分の下流の天神下の消波ブロック設置工事を先行しておこないました。なぜ、住民の住んでいる上流部、今回増水の危険にさらされた区域、ここから継続して築堤工事をおこなわなかったのかお聞かせください。

<経済建設部長答弁> 平成8年度から平成36年度までの事業期間で、県の単独事業で大宮土木事務所が実施しています。この改修工事の事業費は4億7,000万円で、22年度末の進捗率が38.3%になっています。

下流部の根固めブロック設置工事は、下流部護岸の穿掘を早期に解消するということで平成22年度工事で実施したと聞いています。なぜ、上流部から継続しなかったということですが、墓地があり、この用地が未買収というような状況にあり、下流部から工事を実施したと聞いています。

(金子再質問) 先ほど穿掘防止と言いましたが、それよりも実際に住宅がある地域が優先されるべきだと私は考えています。相続のこともあるとは思いますが、そこを避けても住

宅のあるところを優先して実施するよう、県に良く伝えていただきたいと思います。それがひとつです。

(2) 今年度事業と今後のスケジュール

次に、最初に言いましたが、辰ノ口堰上流は国の直轄ではなく県の単独事業となるため、予算が少なく、築堤の進行も毎年少しずつというのが実情です。それで、最初に質問した疑問も出されたわけです。質問ですが、今年度の事業計画はまだ明らかにされていませんが、今年度の事業はどうなっているのでしょうか。また、今後のスケジュールについてもお聞かせください。

<経済建設部長答弁> 平成23年度の事業内容、事業費はまだ決定していないと聞いています。23年度以降の事業については、事業費2億9,000万円で一部用地買収が残っている箇所を買収、それから850メートルほどの護岸工事を実施する計画となっているようです。なお、改修工事において、建設コスト縮減や早期完成をはかるうえからも、事業内容を再検討していると聞いています。

(金子) ただいま、事業内容の変更という答弁がありました。今の財政状況、また自然を保全するといおう意味で計画変更がされるように聞いています。ぜひ、その計画変更も含めて決まりましたら住民への丁寧な説明を、市の方からも伝えていただきたいと思います。担当職員の積極的なこの事業に対する関与を強く求めまして、次に移ります。

5、「道の駅」構想について

(1) 開道の駅基礎調査の状況・結果

(2) 那珂市の状況

最後は、「道の駅」構想についてです。昨日、同様の質問がありましたが、答弁の中で「今後、規模・建設費・運営主体などを検討していきたい」とありましたが、この検討はいつおこなうのか、また今後のスケジュールをお聞かせください。

合わせて、那珂市の状況について把握していることをお聞かせください。

<総務部長答弁> 今現在、候補地について抽出作業をおこなっているところです。最終的に候補地が決まった段階でいろいろな状況を検討していく必要があります。それらの状況を検討したうえで、その土地に合った規模とか建設費とか、運営主体というものを本格的に検討していくと考えています。今年度、ある程度イメージ的なものは検討できると思いますが、その本格的な検討については来年度以降になるのではないかと考えています。

また、今後のスケジュールについては、実際にどこが候補地になるのかということが決まりませんとスケジュールもわかりませんので、そういった候補地の選定、それから今言った規模、建設費、運営主体の検討状況、それらを考えながら、今後のスケジュールは進んでいくと考えています。

また、那珂市の状況ですが、新聞報道によると、今年の6月定例会において「道の駅整備事業の基本設計委託料」を補正計上したということでしたが、賛成が少数で否決されたということで、那珂市としては「道の駅」を断念する意向を示したというような情報です。そういった情報といおうことで、私どもは理解しています。

(金子再質問) ひとつは、今後のスケジュールですが、県内の「道の駅」づくりに当たって

は大規模な検討委員会をつくって時間をかけて検討されているようです。市としてどのようにしていくのか、考えをお聞かせいただきたいのと、来年度の予算措置、それはどのようなものになるのか確認しておきたいと思います。

〈総務部長再答弁〉 まだ候補地の抽出の段階ですので、これから検討委員会をつくっていくかどうかということは、また今後検討していきたいと考えています。

また、来年度の予算措置については、まだ予算編成の段階ですので、ここではどのような状況になるかは申し述べるできませんので、ご理解ください。

（金子再々質問） 先ほど、今年度イメージ的なものは描けるのではないかと、建設場所が決まって、規模・建設費・運営主体等、本格的な検討は来年度以降になるというような答弁でしたので、来年度の予算として当然考えていると思います。再答弁を求めます。

〈副市長答弁〉 現時点でどのような予算になるか、現在では申し上げられませんが、当然「道の駅」事業は引き続く事業ですので、必要な予算は献上するよう努めていきたいと思っています。

（金子） これで私の質問を終了します。